

三重県循環型社会形成推進計画 (仮称) [中間案] について

三重県環境生活部 廃棄物対策局

目次

- ①策定趣旨
- ②三重県循環型社会形成推進計画（仮称）の位置づけと
環境変化・新たな視点（SDGs、Society 5.0）
- ③基本理念
- ④計画の基本的な考え方
- ⑤5つの取組方向と施策
- ⑥計画の進行管理
- ⑦パブリックコメント

策定趣旨

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第5条の5の規定において、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。
- 前計画の対象期間が令和2年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の計画等、社会経済情勢を踏まえ、10年先を見据えた今後5年間(令和3年度～令和7年度)を対象期間とする新たな計画を策定するものです。

三重県循環型社会形成推進計画（仮称）

持続可能な循環型社会の構築という中長期的な課題に対応するため、概ね10年先を見据えつつ令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む施策を示します。

計画の位置づけと環境変化

位置づけ

- 都道府県は、廃棄物処理法において、廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされている。
- 三重県環境基本計画において、「循環型社会の構築」が施策の柱の一つに位置づけられている。

主な環境変化

- 資源制約、地球温暖化の加速
- 社会的な課題
 1. プラスチックごみ対策
 2. 食品ロスの削減
- 地方創生

新たな視点

SDGs

- 関連する主な目標（ゴール）
 - 12「つくる責任 つかう責任」
 - 13「気候変動に具体的な対策を」
 - 14「海の豊かさを守ろう」
 - 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

Society 5.0

- 廃棄物処理施設でのICT活用事例
 - ・ 焼却炉の自動運転
 - ・ リスク検知（火災、ピット転落）
- 第四次産業革命によるICTの進展を廃棄物政策に最大限生かすことで、廃棄物の発生・排出抑制や適正処理をはじめとする様々な課題に対応できるようになる。

基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、
多様な主体とのパートナーシップでめざす
循環型社会

～循環関連産業の振興による
経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「**ごみゼロ社会の実現**」に向けた考え方を**施策のベース**としながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等**多様な主体とのパートナーシップ**を強化し、廃棄物の3Rの促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。そのなかで**新たに、三重県における循環関連産業の振興に注力**するとともに、一体的にプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

計画の基本的な考え方

- SDGsの考え方や目標を意識し、廃棄物の適正処理にとどまらず、気候変動への対応や海洋資源の保全などのさまざまな観点から、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーが自発的に参加し課題を共有しながらその解決にあたるパートナーシップの取組を充実・強化していきます。
- Society 5.0の実現を見据え、ICTなどの先端技術の活用等により、資源循環に関わる事業者等のイノベーションや新たなビジネスモデルにつなげる取組を推進します。
- 製品等の廃棄段階における対策だけでなく、資源の確保から生産、流通、消費、再生利用、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で、環境負荷の低減を図りつつ、廃棄物の発生抑制と徹底した資源循環に取り組む「資源のスマートな利用」を促進します。
- これらの取組において、製品等の生産や流通、販売等の事業活動を担う事業者は主導的な力を発揮することが期待されており、廃棄物処理業者とともに循環型社会の構築に向けた施策を推進する重要なパートナーと位置付けられます。
こうした事業者が中心となり、行政や研究機関等とも連携しながら、3Rの一層の促進、さらには、天然資源の消費や温室効果ガスの発生抑制にも資する、高度なリサイクルの技術や環境配慮型商品の開発・普及、新たなビジネスモデルの創出などに向けて取り組むことで、「資源のスマートな利用」が進み社会的課題の解決にも貢献できると考えており、県内における循環関連産業の振興に取り組めます。
- 自治体や企業、高等教育機関、県民等が、持続可能な循環型社会の実現に向けて、それぞれの役割をしっかりと果たすべく行動することにより、現在世代のニーズを満たしつつ、私たちが暮らす三重をより良い姿で次世代に継承していけるよう、チャレンジしていきます。

5つの取組方向と施策

基本的な考え方を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、次のとおり取組方向と施策を整理しました。

次期計画における取組方向と施策

取組方向		施策	
1	パートナーシップで取り組む3R	1-1	事業者等とのパートナーシップによる取組の推進
		1-2	市町との連携の推進
2	循環関連産業の振興による3Rの促進	2-1	循環関連産業の育成及び支援
		2-2	資源の循環的利用とエネルギー活用の促進
3	廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1	廃棄物の適正処理と透明性の確保
		3-2	産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正
		3-3	産業廃棄物の不適正処理の是正の推進
		3-4	災害廃棄物の適正処理の促進
4	廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1	プラスチック対策の推進
		4-2	食品ロス対策の推進
5	3Rの促進に向けた基盤の整備	5-1	循環型社会の構築に向けた人材の育成・確保
		5-2	スマートなシステムの体制整備と情報発信

計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルに基づき、定期的に廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、取組の見直しを行っていくことが重要です。
- このため、三重県が設置する「三重県廃棄物施策推進会議」において、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等様々な主体と本計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

パブリックコメント

県では、「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」の中間案を取りまとめましたので、県民のみなさまからのご意見を募集します。

○募集期間

令和2年12月19日(土) ～ 令和3年1月19日(火)

※ファクシミリ又は電子メールによる場合は、1月19日中の受信を有効とし、郵便の場合は、1月19日到着分までを有効とします。

○資料の入手方法

下記ページから詳細をご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/33773024450.htm>

または、「三重県 パブリックコメント」で検索してください。

○意見の提出方法

所定の意見提出様式に、お名前、ご住所、ご連絡先(電話番号等)及びご意見をご記入のうえ、次の(1)から(3)のいずれかの方法により提出してください。

※電話等、所定の様式によらないご意見はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

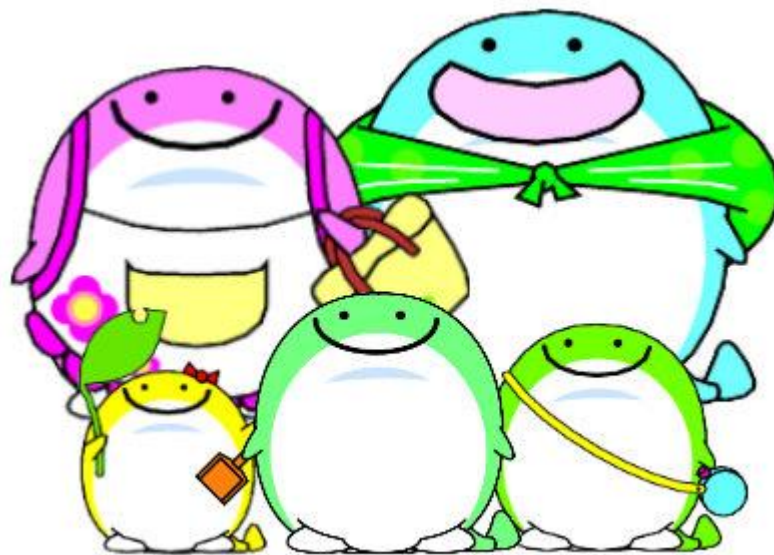
(1) 郵送の場合 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 あて

(2) FAXの場合 FAX番号：059-222-8136

(3) 電子メールの場合 メールアドレス：haikik@pref.mie.lg.jp

※件名に「『三重県循環型社会形成推進(仮称)』中間案に対する意見」とご記入ください。

ご視聴ありがとうございました。



「Facebook ゼロ吉」で検索